

「若年技能者人材育成・地元定着事業補助金」

募集要領

若年技術者、技能者の育成、地元定着のため、資格取得支援に取り組む建設業者を支援するため、補助金を交付します。

大垣市経済部商工観光課

1 補助対象企業

次の条件をすべて満たす中小企業等が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主(市内に住所を有している者に限る)で、中小企業基本法上の中小企業であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 労働関係法令に違反していないこと。
- (4) 大垣市暴力団排除条例に規定する暴力団および暴力団員でないこと。

2 支援対象者

資格取得支援の対象となる者は、次の条件をすべて満たす従業員が対象となります。

- (1) 補助対象者が直接雇用する雇用保険の被受給者となる正規職員又はパートタイム従業員で申請をする年度の4月1日時点において40歳未満の者
- (2) 市内の事業所に勤務する者

3 補助率及び補助金の限度額

補助対象経費の2分の1の額とし、1人の支援対象者について、1つの資格につき5万円を上限とします。

4 対象経費

若年技術者・技能者（その年の4月1日に40歳未満の者）の資格取得に係る受験料、資格取得に必要な研修等の受講料、教習料、手数料、旅費など

| | |
|---------|--------------------------|
| 技術検定 | 建設機械施工、建築施工管理等 |
| 建築士試験 | 建築士 |
| 電気工事士試験 | 電気工事士 |
| 技能検定 | 建築大工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り等 |

※ ただし、1人の支援対象者について過去に1つの資格に係るものについて、補助金の交付申請をしているときは、当該支援対象者の当該資格に係るものを除きます。

5 必要書類

- (1) 大垣市若年技能者人材育成・地元定着事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2）
- (3) 講習受講申込書の写し
- (4) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）であることが分かる書類

法人 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内）など

個人 住民票及び直近の青色申告決算書又は収支内訳書の写し など

- (5) 市税の完納証明書
- (6) 大垣市若年技能者人材育成・地元定着事業補助金からの暴力団排除に関する確約書
(第2号様式)

※ 申請書の様式は、大垣市のホームページからダウンロードしてください。

6 申請期間

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（水） ※当日消印有効

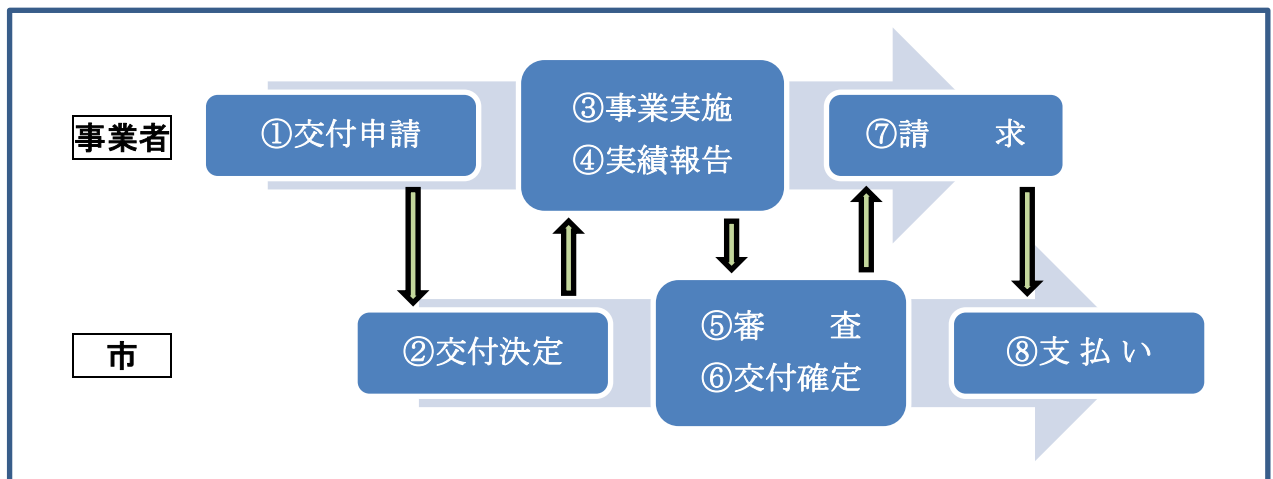
7 申請方法

持参または郵送により提出してください。

宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市経済部商工観光課

8 補助金交付の流れ

交付申請から補助金支払いまでの流れは、下図①～⑧のとおりです。



9 補助事業者の義務（交付決定後）

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- (1) 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。
- (2) 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

10 実績報告

完了後30日以内、または令和7年3月31日（月）のいずれか早い日までに実績報告書及び下記の添付書類を提出していただきます。

- (1) 大垣市若年技能者人材育成・地元定着事業補助金実績報告書（第6号様式）
- (2) 受講修了書の写し、資格取得の免許書の写し
- (3) 支払ったことが分かる領収証の写し、通帳の写し等

(4) その他市長が必要と認める書類

11 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。

12 問い合わせ

大垣市経済部商工観光課

TEL 0584-47-8596

※ 当補助金に係る取扱いについて、大垣市補助金等交付規則及び大垣市若年技能者人材育成・地元定着事業補助金交付要綱に定めるほかは、本「申請要領」によりますので、ご注意ください。